

自立支援給付の訓練等給付費に係る国の負担が不当

1 件 不当金額(支出) 3 6 6 万円
(前年度 1 件 4 4 2 万円)

1 自立支援給付の概要

自立支援給付は、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行うものである。自立支援給付のうち、障害福祉サービスに係る給付費の支給には、訓練等給付費^(注1)及び介護給付費^(注2)(これらを「訓練等給付費等」)がある。訓練等給付費の支給の対象には就労移行支援、就労継続支援A型等がある。

事業者が障害福祉サービスを提供して請求することができる費用の額は、障害福祉サービスの種類ごとに定められた基本報酬の単位数に各種加算の単位数を合算し、これに単価を乗じて算定することとなっている。

そして、就労移行支援に要する費用の額は、厚生労働省が定めた算定基準等に基づき、次のように算定することなどとなっている。

- ① 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス事業所(以下「指定就労移行支援事業所」)において、就労移行支援を利用して企業等に雇用されてから、当該企業等に連続して6か月以上雇用されている者又は雇用されていた者(以下「就労定着者」)の人数が過去4年間0である場合は、基本報酬の単位数に50/100(平成26年度以前は70/100)を乗じて得た単位数等を基に算定する。
- ② 指定就労移行支援事業所において、就労移行支援を利用して企業等に雇用された者(以下「就労移行者」)の人数が過去2年間0である場合は、基本報酬の単位数に85/100を乗じて得た単位数等を基に算定する。

また、就労継続支援A型に要する費用の額は、同省が定めた算定基準等に基づき、就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス事業所(以下「指定就労継続支援A型事業所」)において、所定の要件を満たしたサービス管理責任者を配置していない場合には、配置しなくなった月の翌々月から配置することになった月まで、サービス管理責任者欠如減算として、基本報酬の単位数に70/100を乗じて得た単位数等を基に算定することなどとなっている。

市町村から支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者が事業者から障害福祉サービスの提供を受けたときは、市町村はこれに係る訓練等給付費等を事業者に支払い、国は市町村が支弁した訓練等給付費等の50/100を負担している。

(注1) 就労移行支援 就労を希望する原則として65歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、生産活動等の機会の提供を通じて行われる、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援

(注2) 就労継続支援A型 通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害者に対して行われる雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援

2 検査の結果

1県及び1市(1中核市)に所在する3事業者は、就労移行支援に係る訓練等給付費について、指定就労移行支援事業所における過去4年間の就労定着者の人数が0となっていたのに基本報酬の単位数に50/100を乗ずることなく算定していたり、過去2年間の就労移行者の人数が0となっていたのに基本報酬の単位数に85/100を乗ずることなく算定していたり、就労継続支援A型に係る訓練等給付費について、指定就労継続支援A型事業所にサービス管理責任者として配置された者が所定の要件を満たしていなかったのに、サービス管理責任者欠如減算として基本報酬の単位数に70/100を乗ずることなく算定したりなどしていた。このため、28、29両年度に、上記の3事業者に対して4市町が行った訓練等給付費の支払が計343件、計733万円過大となっていて、これに対する国の負担額366万円は負担の必要がなかったものであり、不当と認められる。

県 等 名	実 施 主 体 (事業者数)	年 度	過大に支払わ れた訓練等給 付費の件数	過大に支払われ た訓練等給付費	不当と認める 国の負担額	摘 要
富 山 市	2市(1)	平成 28、29	件 195	円 201万	円 100万	就労継続支援A型
鳥 取 県	2市町(2)	28、29	148	532万	266万	就労移行支援
計	4市町(3)		343	733万	366万	